

阪南市立学校のあり方検討委員会審議資料

第2回・第3回

目 次

第1	小中一貫教育について	P1
第2	学校と地域について	P11
第3	学校選択制について	P14
第4	支援教育について	P23
第5	少人数学級について	P26
第6	新しい時代に求められる教育について	
	■ 「阪南GIGAスクールビジョン」について	P29
	■ 海洋教育について	P33
	■ 英語教育について	P36

第1 小中一貫教育について

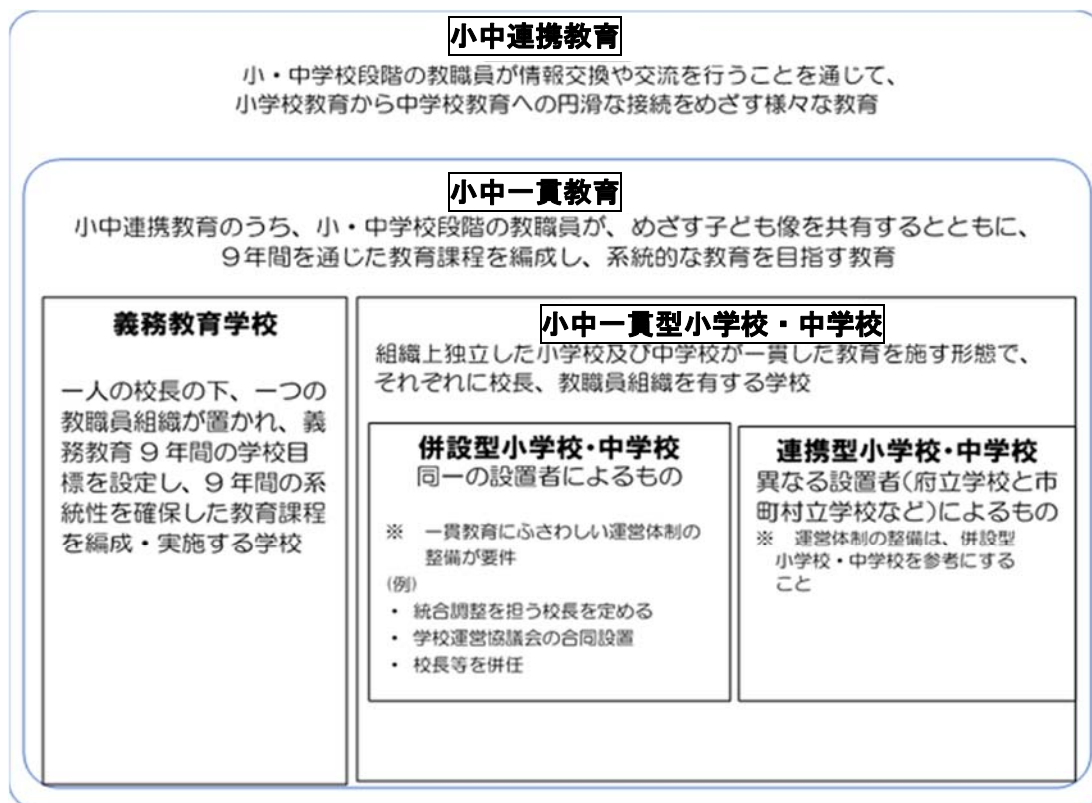
1 背景・経過

国において、教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て、平成27年6月の通常国会において、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令、告示と合わせて平成28年4月1日に施行されました。

この制度改正により、小学校と中学校が別々の組織として設置していることに起因する様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整いました。

2 制度上の類型

小中一貫教育の制度化に伴い、小中連携教育及び小中一貫教育、小中一貫型小学校・中学校の制度の関係等を整理すると、下図のようになります。



小中一貫教育は、「小中連携教育」のうちの一つで、小中一貫教育を行う学校は、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に分けることができます。

義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違いは、小中一貫型小学校・中学校では、小学校と中学校にそれぞれ校長がおり、教職員の組織体系も別々ですが、義務教育学校は一人の校長と一つの組織で構成されているため、小学校6年制、中学校3年制という枠組みではなく、例えば小学校5年生、中学校4年制とするなど、従来の学年にとらわれない教育方針を推進することができます。

義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態は問わないことになっています。

3 国の状況

文部科学省が平成28年9月に公表した小中一貫教育の導入状況調査では、全国において義務教育学校が平成29年度の48校から、令和5年度以降には100校に増加する見通しとなっています。

また、小中一貫型小学校・中学校（併設型小学校・中学校）については、平成29年度の253校から令和5年度以降には525校に増加する見通しとなっています。

4 府の状況

府内において小中一貫教育を実施している自治体は、池田市、箕面市、能勢町、吹田市、高槻市、茨木市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市、柏原市、東大阪市、河内長野市、泉大津市、和泉市の17市町であり、137中学校区で実施されています。

府内における義務教育学校は令和3年度で9校あり、うち泉北・泉南地区では和泉市立南松尾はつが野学園の1校があります。

<※大阪府「義務教育学校設置状況」：[別添資料1-1](#)参照>

5 小学校・中学校、校種間の差異

校種間にみられる主な差異をまとめると、下表のとおりです。

主な内容	小学校	中学校
指導体制	学級担任制	教科担任制
指導方法	日常生活に根ざした比較的きめ細かい指導が多い	比較的抽象度の高い内容を含めた指導が多い
家庭学習	宿題の教科間の調整がされやすい	宿題の教科間の調整がされにくい 部活動との両立が必要となる
試験等	定期試験は実施されないことが多い	定期試験が実施され、小学校よりも試験に向けた計画的な学習が必要となる
児童・生徒指導	学級担任を中心に児童の心理的な状況と行動の実態を十分把握しながら、規範意識の醸成を図る指導	中学生の特徴と思春期の理解を基本とした、規範意識を育成する指導
部活動等	学校の教育活動の一環としての部活動はなく、スポーツ少年団等に個々で参加する活動が主体	学校の教育活動の一環として部活動が行われ、活動を行う機会の増加、先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる場合がある

6 小中一貫教育で狙える効果

各教育目的の達成のために、小中学校のそれぞれにおいて一定完結したものととなっている教育課程について、指導内容に重複や隙間が見られる部分の授業時数等を見直し、義務教育9年間の各発達段階に応じて重点化すべき学習のねらいを明確にして、系統的な学習指導・生活指導の充実を図るため、一貫したカリキュラムを作成することができるようになります。

例えば、義務教育9年間の教育課程を編成するにあたり、子どもたちの実態、身体面、思考面の発達、教育心理学の研究結果等から、区切りとして、当初は6－3制を基本に発達段階に応じたカリキュラムを作成する場合もあり、その後、推進状況に応じて学校や児童・生徒、地域の実態を考慮しながら、より効果が見込まれる場合には、4－3－2制、5－4制などの導入等も検討することができます。

また、9年間を通じた学校行事の実施や連続したキャリアパスポートの活用、連続した人権学習等を計画することで、より具体的な教育成果に近づけることができます。

他には、小中一貫した学校図書館の活用をカリキュラムとして整理するこ

とで、子どもたちに読書習慣がより定着し、文章を読み取る力が身につくことで学力の向上が期待されること等の取組もあります。

さらに、子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活への適応に戸惑うことによって起きる、「中1ギャップ」の解消への取組等、個に応じた学習指導、生活指導を充実し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けられるようにする指導を一体化することができるとの見方があります。

7 市の状況

本市においては、「阪南市教育大綱」や「阪南市学校園教育基本方針」、各学校が定めた教育目標を達成するため、様々な教育活動や取組を実施していますが、次のような現状と課題があります。

(1) 教育課程編成や各教育活動に係る小中連携

小学校と中学校で教育課程はそれぞれの学校の子どもたちの実態や各校の教育目標に応じて個別に編成されており、小学校は小学校の教員が小学校の教科書を使用し、子どもたちの実態に応じた教育課程を編成しています。

教員相互の理解をみると、小学校と中学校では前述のとおり、体制や制度の違いが多岐にわたっており、相互に教員同士が深く理解するまでには至っていない実情があります。

そのため、教育委員会主催の各種研修（キャリア教育、生徒指導、支援教育、道徳教育、人権教育等の研修の場）では、小中連携を強く意識し、中学校区単位による話合いの場面を設け、キャリア教育ではキャリアパスポートの活用をはじめとした9年間を通した目標について検討しています。

また、生徒指導においても、以前より小中学校間での情報共有や指導方針の統一などに積極的に取り組んできたことから、比較的小中連携は進んでいます。小中学校の生徒指導担当者の役割や児童・生徒の発達段階に応じた指導の違いなどから、統一しきれない部分もある状況です。

また、教員が構成する自主教育研究団体（阪南市教育研究協議会）の各教科・領域部会の研究においては、小中学校合同で調査研究する機会は多くないのが現状です。

その他、各中学校区単位で年に数回、小中で合同研修を実施しており、相互参観を行い、教科・領域別などで話し合う機会を持ち、状況について

共有し協議する中で、義務教育9年間の「めざすこども像」の設定や教育目標の統一を図り、相互理解を深めるよう取り組んでいます。

人事面においては、教員の校種間異動を継続的に行うことで、相互の体制等の理解を少しずつ進めてきており、良い刺激となっています。また、大阪府の小中連携教科指導の加配教員を利用し、飯の峯中学校及び桃の木台小学校をモデル校区として、平成31年度には体育科、令和2年度と令和3年度には外国語科において小中学校間の連携を深めました。本加配事業の成果としては、中学校教員の専門的な指導を小学校教員がTT（チーム・ティーチング）形式でともに授業を行うことで、小中学校教員の情報共有や指導技術の向上、子どもたちの運動能力や英語力向上につながっています。しかし、250名を超える阪南市の教員のうちの一部であるため、継続的に取り組むことが必要です。

（2）小中合同の行事開催や地域教育協議会（すこやかネット）の取組

これまで小中連携を意識した取組としては、中学生が小学校であいさつ運動を行ったり、中学校の文化祭や合唱コンクール等に小学生を迎えたりするなど、継続的に活動しています。

また、中学校区単位で組織される地域教育協議会（すこやかネット）の活動としてフェスタなどの取組においては、中学校区の小中学生が同じ行事に参加しています。しかし、小学生と中学生が協力して一つの活動に取り組む機会は限定的な状況です。

（3）生徒指導の取組

これまで、大阪府の小中学校生徒指導体制推進事業などを通して、小中学校の生徒指導体制を整えています。

主な取組として、各中学校区において校種を超えた小中学校間の指導に対する視点を統一した共通目標として、中学校区単位で育てたい「めざすこども像」を定め、地域に根ざした子どもたちを育て、小学校から中学校に円滑に進学することをめざしています。各中学校区のめざすこども像は次のとおりです。

〈各中学校区のめざすこども像〉

- 鳥取中学校区・・・「鳥中しよう」何事にも一生懸命取り組もう
- 貝掛中学校区・・・5つの心得：「あいさつをしよう」「人の心にながろう」「約束、ルールを守ろう」「自ら考え行動しよう」「あきらめない心を持とう」
- 鳥取東中学校区・・・「あいさつ」「時間を守る」「整理整頓」
- 飯の峯中学校区・・・「豊かな表現力・言語表現活動能力」を高める

また、校種間の接続についての段差、いわゆる「中1ギャップ」と称される課題については、小学校と中学校が協力し、一人ひとりの個性や集団の特性を引き継ぎ、課題が生起しないよう小学校と中学校が連携しています。

特に小学校から中学校への情報の引継ぎが重要であり、中学校区の生徒指導担当者の情報共有の機会を定期的に持つなどの対応をしています。

しかしながら、現実的には全ての児童の6年間の状況を伝えることは困難であり、子どもたち一人ひとりについて、人間関係をはじめ、何が得意なのか、どのような声かけがよりよい成長につなぐことができるかなどについても進学時に的確に引き継がれるよう、小学校と中学校が連携し、児童理解表や引継資料の工夫などについて、継続的に改善を図りながら取り組む必要があります。

(4) いじめ・不登校の視点

近年、いじめについては発生件数を報告するのではなく、認知件数を報告するようになっており、小中学校間でのいじめの認知件数の差はあるものの、いじめの積極的な認知や対応については小中学校間での差は見られない状況になっています。

不登校については、小学校においては各学級1人以下ですが、中学校に関しては各学級に1人以上いる状況です。平成29年度から令和2年度の長期欠席者数を比較すると、30日以上欠席者については、本市においては、小学校6年生から中学校1年生になるときよりも、中学校1年生から2年生に進学するときに増える傾向が見られます。

しかし、90日以上欠席者について、小学校6年生から中学校1年生に進学する際の状況を各校別に見ると、1.75倍から9倍の幅で増加しており、小学校において何とか登校していた児童が、中学校に進学した際、環境の変化などが大きく、欠席が増加するという状況が想定され、小学校段階での不登校傾向の状況が中学校に進学することで、より進んでしまう傾向があると考えられます。

(5) 暴力行為の状況分析

暴力行為については、小学校から中学校に進学するにあたり、暴力的傾向が見られた児童が、定期テストの成績や部活動などにおいて自己肯定感を高めることができた場合、行動が改善する場合も多く見られますが、結果が出なかった場合、自分の居場所を見つけることができず、暴力行為等につながってしまうこともあります。

不登校であっても、暴力行為などの問題行動であっても、小学校段階では、専門家を活用しなくても、担任の努力で子どもが改善することも多くあるため、小中学校間での「個に応じたよりよい支援の在り方に関する教員の感覚の違い」も課題であると考えられます。

(6) 全国学力学習状況調査「児童・生徒質問紙」の分析結果

本市の平成29年度の全国学力・学習状況調査「児童・生徒質問紙」の質問項目の小中学校の数値を見ると、1日当たりテレビゲーム（コンピュータゲームやスマートフォンのものを含む。）を2時間以上使用する児童生徒の割合が国や府を大きく上回っているだけでなく、1日当たりの勉強時間が30分より少ない児童生徒の割合も国や府を大きく上回っており、子どもたちの学力にも影響しているのではないかと分析しています。

(7) 支援教育

第4 支援教育について参照

(8) 英語教育

第6 新しい時代に求められる教育について

(3) 英語教育について参照

8 今後の展望

(1) 小学校における教科担任制の導入の検討

小学校と中学校の大きな違いに、学級担任制と教科担任制という、教育・授業の実施形態に大きな差があることから、小学校における教科担任制の導入に関しては、次のメリット、デメリットが考えられます。

【学級担任制】

<メリット>

- ◇児童の表情や行動の変化について一日を通して観察することができる。(児童・保護者にとっても手厚く見てもらえている印象がある。)
- ◇情報交換や引継ぎに多くの時間を要しない。
- ◇授業時間を柔軟に運用できる。(時間割などの変更がしやすい。)
- ◇教科の枠を超えた横断的な授業が可能となる。

<デメリット>

- ◇専門外の教科への不安が生じる。
- ◇教材研究に時間がかかる。
- ◇学級担任の負担が大きい。
- ◇学級担任と子どもの相性が合わない場合、指導の効果が薄れてしまうことがある。

【教科担任制】

<メリット>

- ◇専門教科として、授業の質が向上する。
(教材研究を担当教科に集中できる。同じ授業を複数回実施できる。)
- ◇学級担任と子どもの相性が合わない場合も、別の教科で活躍できる。
- ◇中学校での教科担任制に円滑に移行できる。

<デメリット>

- ◇児童の実態を広い視野で把握が難しく、情報の引継ぎに時間がかかる。
- ◇授業時間枠を柔軟に運用できない。(時間割の変更が難しい。)
- ◇教科の枠を超えた授業の実施が難しい。

(2) 校種間異動等、人事交流や研究加配教員による小中連携の推進

「中1ギャップ」への効果的な対応の必要性が課題として取り上げられるようになったことも、小中一貫教育が推進されてきた大きな要因の一つです。その課題解消のためにも小学校高学年における教科担任制の実施や中学校教員による小学校での授業乗り入れ指導の実施などが有効だと考えられます。

前述の小中連携教科指導加配を活用した取組では、中学校教員は校区内の小学校と兼務をして授業を行うとともに、小中連携の重要な担い手としての役割も果たしています。また、子どもたちにとっては、中学校に進学しても、小学校で関わった教員が在籍していることから「中1ギャップ」解消につながると期待できます。さらに、中学校での勤務経験がある教員

を小学校に配属したり、逆に小学校経験のある教員を中学校に配属したりする取組を継続することで小中学校双方を理解した教員が増えることから有効な方法と考えられます。

また、各中学校区で実施している合同研修会などの小中連携の取組も継続することで、教員間の関係も深まり効果が表れるものと考えます。

そのほか、本市の学校教育課で任用している学校図書館専任司書の一部は、小学校と中学校の両方に配置しており、小中学校で一貫した図書館教育を行うことができます。また、子どもの重要な居場所の一つである学校図書館に小学校のことをよく知る司書がいて見守ってくれていることは、中学生にとって心強いものと考えて配置しています。

(3) 中1ギャップ

小学校から中学校への進学に際し、教科担任制や部活動などの小学校にはない人間関係などを含めた心理や学問、文化的ギャップなどから、新しい環境での学習や生活に不応を起すことなどが、いわゆる中1ギャップといわれています。

中1ギャップを引き起す原因として、小学生の頃にはなかった又は希薄であった先輩後輩という関係の出現、異なった小学校から集まった人間同士での人間関係の再編成、小学校からの勉強の難易度の上昇などがあります。中1ギャップは、必ずしも入学直後に起るわけではなく、中学校の最初の1年間の生活を送るうで徐々に顕在化する場合があります。

このような状況を踏まえ、小中学校間のスムーズな移行に向けた取組を行いやすくする観点から、小中一貫教育の枠組みが注目を集めている側面があり、これまでの小中学校の分離した教育ではなく、その校区に応じた小中一貫教育を進めることにより、子どもたちのより良い成長につなげることができると考えられています。

(4) 小中の活動拠点・場所の連携

各学校の多目的室や学校図書館は、小中学校教員や地域、保護者との出会いの場として位置づけることや学校支援ボランティアや地域人材の組織的・継続的な学校支援体制を整えていくうでの地域活動拠点とすることも考えられます。

また、学校・地域のそれぞれの行事を合同で計画し実施することで、教員と保護者だけでなく、地域との交流を深めることができるものと考えます。

(5) 今後の方向性

小中一貫校の導入については、多方面からの多様な意見があります。

このような中で、仮に本市で小中一貫教育を導入する場合として、現施設を活用した連携型の小中一貫校のモデル校を作り、本市における課題を整理し、子どもたちの成長にどのような効果があるのかなどについての調査研究を経て、実施校を拡大するなどの手法も考えられます。

この場合は、市内で通常の小中学校と小中一貫校が混在することから、保護者（子ども）の選択肢確保の観点から、学校選択制の導入や通学距離などの課題を整理する必要があります。

また、本市がめざす教育を進めるうえにおいても、今後、GIGAスクール構想による教育活動の大きな変化や就学前と9年間でめざす英語教育の推進なども含め、子どもや教育を取り巻く状況を総合的に判断する中で、多くの要素を踏まえた小中一貫校等の取組を検討・計画していく必要があると考えます。

第2 学校と地域について

1 背景・経過

(1) コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと、
「地域と共にある学校づくり」をめざすためのものであり、令和3年5月時
点で、全国11,856校がこの制度を導入しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第
47条の5により、教育委員会に設置の努力義務があります。（平成29年4
月より）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する
学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議す
る機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。ただし、
二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合とし
て文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協
議会を置くことができる。

【地教行法第47条の5】

コミュニティ・スクールには、主に3つの機能があります。

- ① 学校長の学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員
会に意見を述べることができる。

＜※文部科学省資料「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」

説明資料」：別添資料2—1参照＞

2 国の状況

コミュニティ・スクールは、平成16年に地教行法改正で制度化され、当
時は「置くことができる」という表現でしたが、平成29年の地教行法改正
法で設置が努力義務となりました。また、同法附則に、施行後5年を目途と
して、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営
協議会の在り方について検討を加えることとされており、令和4年3月14
日に「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」から最終まと
めが示されました。

＜※文部科学省「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議
最終まとめ（概要）」：別添資料 2－2 参照＞

3 府の状況

府内においてもコミュニティ・スクールの導入が進んでおり、府立の高等学校においては100%導入されています。また、市内の全ての小中学校で制度導入している自治体（河内長野市、泉大津市）もあります。

＜※大阪府下各市町村「コミュニティ・スクール及び学校協議会等の
設置状況）」：別添資料 2－2 参照＞

4 市の状況

（1）本市の「学校協議会」

本市の小中学校では、現在、コミュニティ・スクールは導入していません。国の動向及び大阪府や近隣市町の状況を調査しながら、コミュニティ・スクールの効果などに関する情報を収集し、本市の学校及び子どもたちにとって、より良い形での導入を検討している状況です。

一方、コミュニティ・スクールとは違う組織として、現在、本市では阪南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に基づき、各小中学校全校に「学校協議会」を設置しており、各校3名から5名の学校協議会委員を教育委員会が委嘱しています。

本市の学校協議会設置要綱には、以下の目的と役割が示されています。

- ① 目的：同協議会は、学校が保護者や地域住民の意向を把握するとともに地域と連携・協働しながら開かれた学校づくりを一層進めるために設置するものである。
- ② 役割：協議会は校長の求めに応じ開催するものとし、次の事項について意見交換や助言を行う。
 - ・学校運営の改善の方策等に関すること
 - ・その他、①の目的を実現するために必要なこと

この「学校協議会」により、各校長は、学校経営に関する情報を積極的に知らせ、必要に応じて意見等を聴取する中で、学校経営や学校運営に生かしています。

(2) 本市の「地域教育協議会」

本市では、平成12年度から、大阪府教育委員会の指導・助言のもと、学校と地域がともに子どもたちの育成に関わることで、地域の教育力の向上や地域の教育コミュニティの推進をめざし、次のような「地域教育協議会（すこやかネット）」が設置され、協議会ごとに特色ある活動を実施しています。

名称	中学校区	主な行事など
はひとりネットワーク	鳥取中学校区	はひとりふれあいフェスタ
街角ふれあい協議会	貝掛中学校区	子どもとはっぴいデー
さわやか鳥東ネット	鳥取東中学校区	さわやかふれあいデー
りんくる桃の木台	飯の峯中学校区	サンサンパーティー

各地域教育協議会では、フェスタなどのイベントの開催や登下校の安全見守り活動、あいさつ運動、地域の清掃活動など、様々な特色ある活動を展開しています。

地域教育協議会への参加団体は、小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、自治会、老人会、婦人会、青少年指導員、校区福祉委員会、漁業協同組合、高等学校、教職員、PTA、各校生徒会、児童会、地域の有志の方々など多岐にわたっており、この活動を通して学校と子どもを取り巻く方々がつながる貴重な機会となっています。

本市においては、15年以上の活動実績がある取組ですが、近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動縮小を余儀なくされている現状があるほか、各協議会の中心的な役割を担う新たなメンバーの確保などの課題があります。

学校を中心に地域の教育コミュニティを推進してきたこれまでの成果をさらに高めていけるよう、現状を踏まえた各地域教育協議会のあり方等について検討する時期に来ていると考えます。

5 今後の展望

本市では、学校協議会により、各学校長が学校経営に関する情報を積極的に知らせ、必要に応じて意見等を聴取する中で、学校経営や学校運営に生かしており、まだコミュニティ・スクールの導入には至っていません。

今後は、地教行法による努力義務化や大阪府内、近隣市町の動向を踏まえ、現行の「学校協議会」の検証等も含めて導入に向けた検討を行う必要があると考えます。

第3 学校選択制について

1 背景・経過

(1) 学校選択制

市内に小学校又は中学校が2校以上ある場合、学校教育法施行令第5条に基づき、教育委員会は、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされていることから、多くの市町村が就学校の指定に当たり、あらかじめ通学区域（校区）を設定しています。

以前は、居住実態のない住所に住民票の住民登録地を置くなどの住民基本台帳法違反の手法、俗にいう「越境入学」の手法により市町村が指定する就学校以外の学校に就学するなどの事案がみられ、教育委員会は適宜、居住実態の調査などを行い、是正してきました。

その後、平成8年12月に内閣総理大臣の諮問機関である行政改革委員会から「規制緩和の推進に関する意見（第2次）－創意で造る新たな日本－」の中で「学校選択の弾力化について」が提言され、平成12年12月には「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」において「通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。」ことが提言されるとともに、平成13年12月には総合規制改革会議から「規制改革の推進に関する第1次答申」において、学校選択制に関する提言がありました。

年月	機関等	内容
平成 8年 12月	内閣総理大臣の諮問機関行政改革委員会の提言 「規制緩和の推進に関する意見（第2次）－創意で造る新たな日本－」	学校選択の弾力化について ・市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、弾力化に向けて多様な工夫を行うよう指導すること。 ・市町村教育委員会の取組に役立てるため、学校選択の弾力化、調整区域の設定の拡大等の取組事例を継続的に収集し、情報の提供を行うこと。 ・保護者の意向を生かす一つの機会である学校指定の変更や区域外就学の仕組みについては、選択機会の拡大の観点から、現在、身体的理由、地理的要因、いじめの対応に限定されていると

		解釈されがちである「相当の理由」について、弾力的に取り扱えることを周知すべきであること。
平成12年 12月	教育改革国民会議報告 「教育を変える17の提案」	・通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。
平成13年 12月	総合規制改革会議の提言 「規制改革の推進に関する 第1次答申」	・保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できること。 ・導入した市町村にあっては、その手続きを明確にするとともに、就学校の変更要件や手続等について明確にすべき。

当時の文部省は、平成8年12月の行政改革委員会からの提言を踏まえ、平成9年1月には「通学区域制度の弾力的運用について」※1を全国の市町村教育委員会に対して都道府県教育委員会を通じて通知し、同年9月には、「通学区域制度の運用に関する事例集」を作成・配付することにより、市町村教育委員会が弾力的運用を検討する際の参考となるよう情報提供を行いました。その後、平成12年7月に第2集を、平成14年3月には第3集を作成し、当時の先進的な取組について周知されてきました。

※1 平成9年1月「通学区域制度の弾力的運用について」のポイント

- ・地域の実情に即し保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと
- ・就学校の変更や区域外就学を認める理由として、従来の理由に加え、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立てにより、認めることができること
- ・通学区域制度の仕組みについて、広く周知すること及び就学相談の体制の充実を図ること

さらに、平成15年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するに当たって、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることを明確化し、その場合、意見の聴取の手続に関し必要な事項を市町村教育委員会が定め、公表するものとし、また、市町村教育委員会が指定した就学校に対する保護者の申立に基づき、市町村教育委員会が就学校指定校を変更する際の実要件及び手続に関し、必要な事項を定め、公表するものとし、保護者や子どもの学校選択に関する選択肢は拡がり、現在に至っています。

(2) 特認校

特認校制度とは、前述の平成9年1月の文部省（現文部科学省）通知、「通学区域制度の弾力的運用について」を受け、全国の各自治体で各地域の実態を踏まえて、進められてきた学校選択制の一種です。

2 国の状況

(1) 学校選択制

文部科学省はこれまで、保護者の意向を十分配慮した多様な工夫を行うよう通学区域制度の弾力的な運用について、学校教育法施行規則や学校教育法施行令の一部を改正することで進めてきました。平成18年3月30日付け、17文科初第1138号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて」により、市町村教育委員会は、就学校の指定に係る通知において、その指定の変更について保護者の申立てができる旨を示すものとする通知が示され、最終の判断は教育委員会に委ねられますが、平成19年度から一定の条件が整えば学校を変更することが可能となっています。

学校選択制については、学校教育法施行規則第32条第1項の規定により、「教育委員会の判断により、就学校の指定に先立ちあらかじめ保護者の意見を聴取することができる」としており、就学校の指定する前に、保護者の意向を確認したうえで、教育委員会が就学予定者に対し、就学すべき小学校又は中学校を指定するものです。

学校選択制には主に次のタイプがあります。

自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

本市が、過去に設けていた調整区域については「隣接区域選択制」に該当します。

また、学校教育法施行令第8条では、「指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができる。」とされています。

学校選択制と指定外就学（市外は区域外就学）の違いは、学校選択制は教育委員会が就学校を指定する前にあらかじめ保護者の意向を確認したうえで、保護者に就学通知を送付するものに対し、指定外就学（市外は区域外就学）は保護者の申立により、就学校を変更するものです。

(2) 特認校

学校選択制の一つで、前述のとおり「従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの」を特認校といいます。

(文部科学省のホームページには、新潟県長岡市の例が紹介されています。)

全国的には、豊かな自然環境などを活かした特色ある教育を進める小規模校を中心として、札幌市、横浜市、長岡市、姫路市、福岡市、鹿児島市など全国80以上の自治体において、100校以上が特認校制度によって運営されています。

<※文部科学省「よくわかる用語解説・関係法令」：[別添資料3-1参照](#)>

3 府の状況

(1) 学校選択制

府内において国が示す学校選択制を全校で実施しているのは大阪市のみです。また、大阪市以外では、弾力的運用の幅の拡大により事実上の学校選択制を実施している市があり、後で示す特認校以外では4市（枚方市、寝屋川市、泉佐野市、柏原市）が、次の内容で実施しています。

枚方市	中学校入学時に通学距離や特定の部活動など基準を満たす場合に市内全域から選択が可能 ※指定外就学（区域外就学）による	・自宅から指定校までの直線距離（距離A）が1.2kmを超え、かつ希望する学校が自宅から直線距離が距離Aの半分未満 ・本来の指定校に特定の部活動がない場合
寝屋川市	小学校入学時に同一中学	・受入可能人数内とし、希望した児童

	校区内の小学校を選択可能	の人数が、受入可能人数を超えるときは抽選
泉佐野市	小学校入学時に距離的に近い学校を選択可能 ※指定外就学（区域外就学）による	<ul style="list-style-type: none"> ・受入可能人数内 ・指定校より希望校が明らかに近距離にある場合 ・児童の通学に対する負担の面などから総合的に判断 ・複数の中学校が対象となる場合は自宅より直近の学校
柏原市	一部区域で隣接する通学区域の学校を選択可能 中学校入学時に特定の部活動のある学校を選択可能 ※指定外就学（区域外就学）による	<ul style="list-style-type: none"> ・承諾基準に該当している ・通学経路の安全が確保されている ・通学の安全等の責任は保護者が持つ ・受け入れる学校の施設等に余裕がある

(2) 特認校

府内においては、次のとおり、33市のなかで11市（15校）が特認校制度による学校運営を実施しています。

泉南地区	岸和田市立東葛城小学校（令和元年度～）
	貝塚市立永寿小学校（令和2年度～）
	泉佐野市立大木小学校（平成20年度～）
	泉佐野市立佐野台小学校（平成29年度～）
	泉佐野市立第三小学校（平成29年度～）
	泉南市立東小学校（平成19年度～）
泉南地区以外	河内長野市立天見小学校（平成12年度～）
	高槻市立檉田小学校（平成15年度～）
	和泉市立南横山小学校（平成18年度～）
小中一貫校	柏原市立堅上小学校（平成18年度～）
	柏原市立堅上中学校（平成19年度～）
	箕面市立止々呂美小学校（平成20年度～）
	箕面市立止々呂美中学校（平成20年度～）
義務教育学校	池田市立ほそごう学園（平成29年度～）
	羽曳野市立はびきの埴生学園（令和元年度～）

泉南地区では、4市（6校）で特認校制度によって学校が運営されています。また、泉南地区以外では、7市（9校）で、そのうち小中一貫校が2市（4校）で、義務教育学校が2市（2校）です。

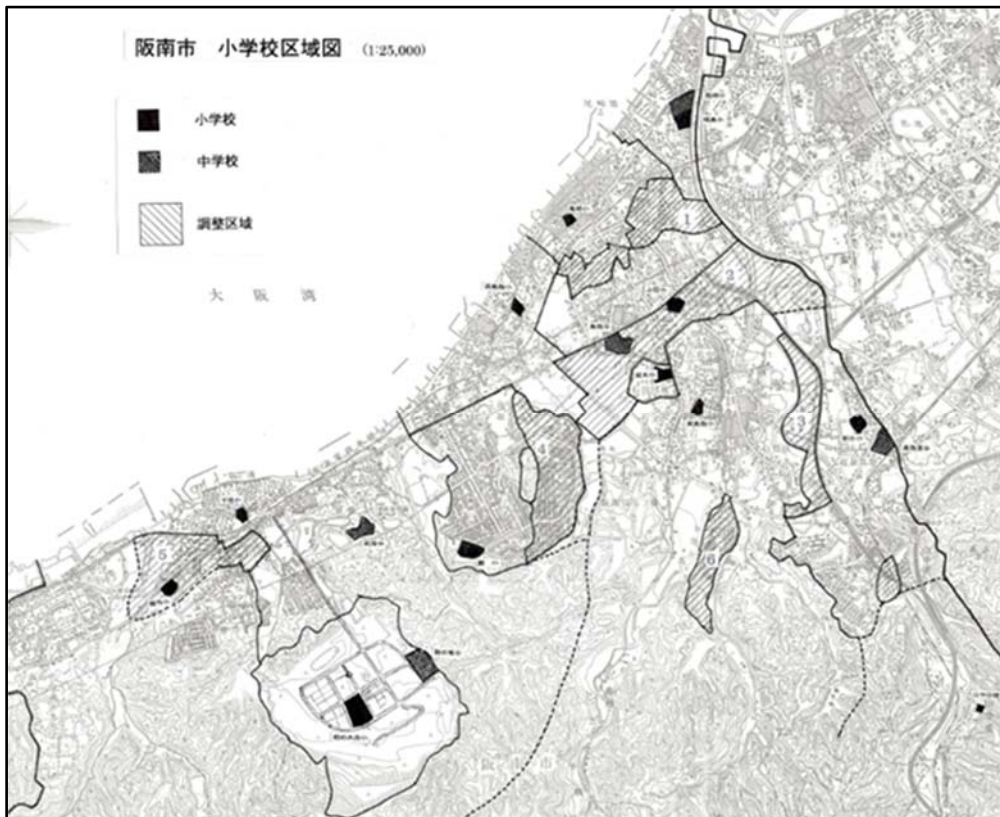
4 市の状況

（1）学校選択制

本市の校区は、旧4ヵ村の小学校区が基礎となっており、その後の人口急増期にこの4ヵ村から分離する形で校区が分割されてきました。

一方で、本市の行政区域は、明治22年の町村制施行以前の14ヵ村が合併を繰り返し誕生したまちで、この14ヵ村の名称が字として住居表示の基礎となっていますが、未だに多くの地域で住居表示が実施されていないため、町字区域が錯綜しており、当時の学校新設に校区を分割する際は、校区を巡る問題が生じることがないように、一部の地域で、各家庭に対して就学通知書を送付する前に保護者（子ども）が就学する学校を選択できる調整区域を設けていました。

（当時の通学区域及び調整区域図）



その後、平成17年12月の阪南市小中学校及び幼稚園の整理統合審議会答申において、校区の見直しの必要性が示されたことを受け、平成18年4月に設置された阪南市小中学校校区整理検討委員会での検討を踏まえ、

平成20年4月に、当時の当該校区にお住まいで、かつ、0歳児から5歳児までの児童を対象とした6年間の経過措置を設け、平成27年3月31日をもって市内の全ての調整区域が廃止されました。

また、指定外就学（市外は区域外就学）については、一定の条件のもと、保護者の申請に基づき就学校の変更を認めています。

（本市における区域外就学及び指定外就学の許可基準）

別表 阪南市教育委員会が認める区域外就学及び指定外就学の許可基準

許可事項		該当学年	許可期間	申請書以外の必要書類	
概要	詳細				
1	転居	市内での転居又は市外への転出の後、引き続き現に在学する学校へ就学を希望する場合。	小学校1～5年 中学校1,2年	転居日又は転出日の属する学期末まで	
			小学校6年 中学校3年	卒業まで	
2	転居予定	転居又は転入予定地の住所の属する校区の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	おおむね6か月程度	契約書の写しや施工業者の証明書等、入居時期を証明又は確約できる書類
3	新改築	新改築により、仮住まいから現に在学する学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	おおむね6か月程度	
4	留守家庭	保護者の就労や入院等により、保護者の勤務地又は親族の住所の属する校区の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年	実際の登下校の場所を重視して判断した期間	就労証明書や医師の診断書等、自宅が留守になることを証明できる書類
5	その他	特に教育的配慮が必要と認められ、現に指定されている学校以外の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	特に教育的配慮が必要と認められる期間	阪南市教育委員会が求める書類
注意事項					
(1) 許可事項については、許可が可能な事由であり、必ずしも許可できるものではない。 (2) 他市区町村にかかるものについては、当該教育委員会との協議の成立を条件とする。 (3) 児童及び生徒の通学時の安全確保については、保護者の責任となる。 (4) 申請理由が変更となった場合は、保護者は速やかに阪南市教育委員会へ届け出る必要がある。 (5) 架空の住民票の異動など、虚偽の申請が判明した場合は、許可を取り消す。					

本市の学校配置の地理的な特性として、隣接市町の行政界付近に学校が配置されていたり、通学区域に対して学校の位置が中心部より偏りがあったりする学校が多く存在します。

また、学校選択制に関する文部科学省の基本的な考え方として、全国一律に推進すべきというのではなく、メリットとデメリットを十分に考慮し

たうえで学校設置者が導入を判断すべきものとしています。

学校選択制について、文部科学省が調査によりまとめた資料によると学校選択制導入のメリットとデメリットは、次のとおりです。

<メリット>

- ◇保護者の学校教育への関心が高まった。
- ◇子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった。
- ◇選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた。
- ◇学校の方針等を積極的に発信するようになった。

<デメリット>

- ◇通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題。
- ◇学校と地域との関係が希薄化する。
- ◇入学者が大幅に減少したことで適正な規模が維持できなくなった学校が出てきた。

学校選択制を導入する場合、一般には地域間格差や学校間格差が生じると言われ、地域によってはそれが大きな問題にはなっていない地域もあれば、導入時に想定された以上に大きな問題が生じたという地域もあるとのこと。

<※文部科学省「学校選択制に関する主な意見等の整理」
: 別添資料3-2参照>

(2) 特認校

現時点において、本市には特認校制度を採用している学校はありません。

5 今後の展望

(1) 学校選択制

本市においても、今後、小中一貫教育などを実施する場合は、自由選択制やブロック選択制などの学校選択制の導入に向けた具体的な条件整理を行う必要があります。特に、今後の児童生徒数に応じた必要な学校数と通学距離に対する課題解消の手段とされるスクールバスの導入については、持続可能な財源確保とシステム構築のための条件整理が必要になります。

また、保護者（子ども）の選択肢を増やす手法として、指定外就学（市外は区域外就学）の許可条件の見直しについても、慎重に検討する必要があると考えます。

（２）特認校

前述の特認校制度による学校を運営している自治体においては、豊かな自然環境等を活かした特色ある教育活動を行う小規模校が中心となっています。

特認校のメリットは、少人数で学習指導や生活指導等を行うことによりきめ細かな指導を行うことができることや地域の環境や人材を生かした特色ある教育活動を進めることができることなどです。一方、通学区域が広範囲になるため、児童生徒や保護者に負担がかかることや校区外から通学する児童生徒にとっては居住する地域での人間関係等が希薄になりやすくなることなども考えられます。

本市においては、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮したうえで、他の学校選択制の手法などと合わせて、将来的な特認校制度の活用について慎重に検討する必要があると考えます。

第4 支援教育について

1 背景・経過

障がいのある子どもの学びの場については、障害者権利条約の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに教育を受けられるように条件整備が行われるとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備が行われてきました。

2 国の状況

平成19年4月に学校教育法等の改正があり、特殊教育から支援教育に転換されて以降、子どもたちに十分な教育を受けられるようにするために、可能な限りともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法を改善・充実させる努力が重ねられてきました。

また、本人・保護者の意向を可能な限り尊重し、交流及び共同学習を積極的に推進していくことが定められた障害者基本法の一部改正（平成23年3月）があり、認定就学制度を廃止し、本人・保護者の意向を可能な限り尊重する総合的判断により就学先を決定していくことを定めた学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月）及び差別の禁止、合理的配慮の提供等を定めた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平成28年4月）の施行等が行われ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた仕組みが整えられてきました。

3 府の状況

大阪府では、全ての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育という基本方針のもと、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を進めてきました。平成30年3月に策定された「大阪府教育振興基本計画における後期事業計画」では、障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援することを基本方針の一つに掲げ、「支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備」、「就労を通じた社会的自立支援の充実」、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実」、「発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援」、「私立学校における障がいのある子どもへの支援」の5つを重点取組とし、その実

現に向け、様々な事業が展開されてきました。

府内における支援教育の現状として、次の特徴があります。

- ・小・中・義務教育学校への支援学級設置校率は、他府県と比較して高い。
- ・支援学級に在籍する児童生徒は、支援学校（小・中学部）より多い。
- ・学齢期の子どもが減少しているが、支援学校・支援学級に在籍する児童生徒は増加している。

大阪府内の支援学級在籍の児童生徒数は、令和3年度で40,770名になり、令和2年度に比べ2,998名の増加となっています。

4 市の状況

本市においてもこれまで大阪府が大切に培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育という基本方針のもと、支援教育を進めてきました。

「阪南市教育大綱」の基本方針及び令和4年度「阪南市学校園教育基本方針」の基本理念において「すべての子どもが安心して、ともに学びともに育つ教育をめざします。」とその目標を掲げています。なかでも「阪南市学校園教育基本方針」の支援教育における基本方針では、「すべての子どもが『ともに学び、ともに育つ』教育の推進」「すべての子どもの自立をめざす教育支援体制の確立」「人権教育、生徒指導、学力向上などと連動した支援教育の推進」を掲げ、支援を必要とする子どもを含め全ての子どもが共に安全に安心して学ぶことができる教育の充実を目標としています。

支援学級に入級する児童生徒数については、阪南市も増加の傾向がみられ、支援学級数及び支援学級に在籍する児童生徒数は増加の一途となっています。本市における支援学級数は、令和4年度は、小学校で36学級、中学校で13学級の計49学級となり、令和3年度の小学校30学級、中学校11学級の計41学級に比べ8学級の増加となっています。また、近年の在籍児童生徒の状況をみると、本人・保護者の意向により、府立の支援学校よりも阪南市立の小中学校に入学するケースが多くなってきています。

<※「学級数の推移」：別添資料4-1参照>

5 今後の展望

支援学級に入級する児童生徒の増加傾向については、今後もしばらくは続くことが想定され、支援学級数もそれに伴い増加することが予測されています。支援学級数の増加により、各校において支援学級教室をどのように確保するかということが大きな課題となっています。このことについては、今後、本市の学校のあり方を検討していくにあたり、重要な論点になると考えられます。

また、入級する児童生徒が安全・安心に学校生活を送るためには、学校の教職員だけで対応することが難しくなっており、障がいのある子どもの安全確保と生活介助及び障がいのあると思われる子どもの学習の支援を行う市費雇用の「子ども支援員」の果たす役割が大きくなっています。

支援を必要とする児童生徒の中には医療的ケアを必要とする児童生徒もあり、看護師又は准看護師免許を持つ医療的ケアを行う「子ども支援員」を配置する必要があります。本市においても、多様な勤務形態を設定し、支援員の確保に努めていますが、近隣市町においても、支援学級に入級する児童生徒の増加傾向は同様であり、必要とする支援員をどのように確保するかが課題となっています。

今後も入級する児童生徒の増加及びニーズが多様化する中で、支援を必要とする子ども一人ひとりの実態の把握に基づく「個別の教育支援計画」等の作成や環境整備、関係機関との連携等を行うことで子どもの自立と社会参加に向けた「自立活動」の充実に取り組んでいくことが求められています。

第5 少人数学級について

1 背景・経過

全国の小中学校における学級編成基準については、昭和34年度から開始された第1次義務教育諸学校教職員定数改善計画（以下「定数改善計画」という。）では50人学級とされていました。以降、昭和39年度からの第2次定数改善計画によって45人学級、昭和55年度からの第5次定数改善計画により40人学級となり、時代の流れとともに基準が引き下げられてきました。

その後の第6次定数改善計画では、学級編成基準はそのまま40人学級を維持し、複数の教師が学級の枠を超えた小規模の学習集団を編成して指導を行う「チーム・ティーチング」などの新しい指導方法が導入され、第7次定数改善計画においても、子どもたちの一人ひとりの特性や学習進度、学習到達速度等に応じた指導を行う手段として、様々な教員加配により、少人数教育が進められてきました。

2 国の状況

国においては、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「学級標準法」という。）の一部が令和3年3月31日（同年4月1日施行）に改正され、学級編成基準が約40年ぶりに一律の35人に引き下げられ、令和3年度の公立小学校の2年生から令和7年度にかけて、段階的に引き下げることが決まっています。

3 府の状況

平成13年度には都道府県の判断により40人以下の学級編成が可能となり、大阪府においても平成16年度から段階的に府内の小学校の1・2年生の35人学級が導入され、平成19年度には府内全ての1・2年生が35人学級編成となりました。

大阪府が平成20年6月に府内における少人数学級編成に係る研究の報告書として「小学校1・2年生の35人を基準とする学級編成 取組みと効果について」を作成していますが、この報告書では、生活面、学習面での効果

に加え、児童や保護者からも高い評価の声が寄せられました。

府内においては、独自の少人数学級を編成している自治体もあります。当該自治体では、国や大阪府から配置される教員以外に自治体負担の教員を任用し、少人数学級を編成しています。

4 市の状況

現在、本市においては、国や大阪府の制度を活用した少人数学級を編成しています。

令和3年度には、大阪府から配当された加配教員を活用し、中学校2校3学級で35人学級編成を行い、令和4年度においては同様に、小学校2校2学級、中学校1校1学級で35人学級を編成しています。

市内の小中学校は、これまでの整理統合の取組と近年の支援学級の増加や少人数教育などの教育指導方法の多様化に伴い、児童生徒数が減少傾向にあるにも関わらず、教室数は不足している現状にあります。

令和3年度は市内小中学校の12校のうち4校（8室）が、可動間仕切り（アコーディオンカーテン）などで教室を分割して学校を運営しています。

今後においても、公立中学校の少人数学級化や更なる小学校の学級編成基準の引下げについて検討が進められることも念頭に、学級編成を考えていくこととなり、施設面として教室数の確保が課題になります。

（令和3年5月1日現在）

	保有教室数（面積別）			使用教室数（用途別）								余裕教室数					
	普通 63-64㎡ ①	特別 90-96㎡ ②	計 ③ (①+②)	普通教室				特別教室				計 ⑤+⑥ (③+④)	① (③-④)	基準運用		余裕教室	
				④	⑤	仕切 ⑥	⑦ (④+⑤)	補助基準 ⑧	基準外 ⑨	⑩ (⑦+⑧)	⑪ (⑤+⑥)			⑫ (⑤+⑦)	⑬ (③-⑫)	仕切解消 ⑭ (⑬+仕切)	
尾崎小学校	18	4	22	10	6	-3	13	8	1	9	22	0	21	1	-2		
百鳥取小学校	15	4	19	6	2		8	8	3	11	19	0	16	3	3		
下荘小学校	18	4	22	12	3		15	10	-3	7	22	0	25	-3	-3		
東鳥取小学校	26	5	31	16	7	-2	21	10	0	10	31	0	31	0	-2		
舞小学校	24	8	32	7	3		10	8	14	22	32	0	18	14	14		
明日小学校	15	4	19	9	3	-1	11	8	0	8	19	0	19	0	-1		
上荘小学校	14	5	19	12	4	-2	14	10	-5	5	19	0	24	-5	-7		
桃の木台小学校	20	6	26	12	2		14	10	2	12	26	0	24	2	2		
小学校計(1)	150	40	190	84	30		106	72	12	84	190	0	178	12	4		
鳥取中学校	22	10	32	13	4		17	15	0	15	32	0	32	0	0		
貝掛中学校	28	11	39	9	2		11	12	16	28	39	0	23	16	16		
鳥取東中学校	20	12	32	12	3		15	15	2	17	32	0	30	2	2		
飯の釜中学校	12	12	24	6	2		8	12	4	16	24	0	20	4	4		
中学校計(2)	82	45	127	40	11		51	54	22	76	127	0	105	22	22		
合計(1)+(2)	232	85	317	124	41		157	126	34	160	317	0	283	34	26		

5 今後の展望

国の制度改正や大阪府の学級編成基準に必要な教室数を確保しつつ、これまでと同様に、引き続き、子どもたちの一人ひとりの特性や学習進度、学習到達速度等に応じた指導を行う手段として、各学校の教室数に応じた様々な教員加配も取り入れながら、少人数教育を進めたいと考えます。

また、国や大阪府の制度を活用した少人数学級編成についても継続して進めたいと考えます。

第6 新しい時代に求められる教育について

■「阪南GIGAスクールビジョン」について

1 背景・経過

令和2年から、文部科学省が打ち出した「GIGAスクール構想」をもとに、政府主導で、1人1台タブレット端末と高速大容量のネットワークの整備が進められてきました。

＜※文部科学省「GIGAスクール構想の実現へ」：[別添資料6-1](#)参照＞

2 国の状況

GIGAスクール構想では、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することし、また、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTとのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すこととされています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行より、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」を踏まえ、令和2年度第3次補正予算案、令和3年度予算案で「GIGAスクール構想の拡充」等ICT環境の整備や活用に必要な経費が計上され、これらを通じて、GIGAスクール構想の実現の更なる加速に向けた取組が進められています。

3 府の状況

令和3年度よりスクール・エンパワーメント推進事業スマートスクール実現モデル校の取組が始まり、府内の小中学校の20校が研究を実施しています。また、その取組については、実践事例が府のホームページで紹介されています。

4 市の状況

本市の教育をよりよく、更に推進していくために、「阪南市の子どもたちの学びがかわる『阪南GIGAスクールビジョン』」を策定し、阪南市の教育の目標を以下のように定めています。

「阪南GIGAスクールビジョン」の概要

GIGAスクール構想を踏まえた、阪南市の教育の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末を用いて積極的に、かつ意欲的に、探究心を持って学びに向かう子どもの育成 ・学習ツールを活用し、自ら最適な学びを探し出し、課題を解決できる子どもの育成 ・情報活用能力を高め、情報を選択し整理して、自分の意見や考えを発信できる子どもの育成 ・コミュニケーションツールを活用して、他者とよりよく繋がれる子どもの育成 	
4つのキーワード	
①授業改革～「1人1台端末」の環境のもと、学びはより良い方へ「転換」され、「深化」する	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの反応を踏まえた双方向型の「一斉学習」 一人ひとりの理解度により選択できる「個別学習」 多様な考えを生かし深めることができる「協同学習」
②新しい学習活動～探求活動を充実させる～	課題の設定、情報の収集、整理と分析、まとめ表現
③家庭学習の充実～個に応じたまなび方を充実させる～	学習の個別最適化、学習内容の復習
④教員の働き方改革～校務・授業のスリム化を図る～	校務支援システムの導入、子ども・教材と向き合う時間の確保

＜※「阪南GIGAスクールビジョン」：別添資料6-2参照＞

本市では、令和3年3月から一部学級において先行活用を開始し、令和3年4月には、全ての児童生徒に1人1台タブレット端末を整備し、「阪南市タブレット端末活用方針」により、使い方のルールやパスワードの設定などを行いました。

また、学校におけるICT機器の活用を支援するため、市教育委員会担当者とICT支援員による学校へのサポートも開始し、タブレット端末の「操作マニュアル」の作成や教員研修を実施するとともに、各校の好事例を教員間で共有できるよう、「クラスルーム（インターネット上に疑似的な教室を作ることができるソフト）」を用いて、定期的に情報を発信しています。

家庭学習の充実に向けては、タブレット端末を持ち帰って家庭において活用するため、インターネット環境調査を各家庭に対して行い、必要な家庭にはモバイルWi-Fiルーターを貸与し、学校や学年の状況に応じた家庭学習で

の活用を進めています。

また、教員の働き方改革として、教員1人につき1台の校務用パソコンを整備し、基本情報のデータベース化による事務効率の向上に向けて統合型校務支援システムを導入し、令和3年度から順次活用を進め、令和4年4月から本格的に運用を開始しています。

現状では、校務用パソコンの習熟度に差があるため、継続的な研修等を実施する必要があります。

5 今後の展望

(1) 1人1台タブレット端末を活用した授業改革と新しい教育活動

1人1台タブレット端末を活用した授業改革については、一斉学習、個別学習、協働学習の3つの場面が考えられます。

一斉学習では、子どもは自分の考えや質問を自分のタイミングで授業者に発信することができ、教員は授業中に一人ひとりの理解度をリアルタイムに把握することもできます。

個別学習では、子どもは、各自が同時に別々の内容を学習することができ、教員は、個人の学習履歴を記録することができます。協働学習では、一人ひとりが端末を通じて考え方や解き方をお互いに発表することができ、各自の考えや解答をリアルタイムに共有することもできます。また、発表の原稿の作成やプレゼンテーション資料を写真や動画を交え、作成することで、学習したことをまとめ、自らの考えを表現することにも活用することができます。

さらに、阪南市の特徴ある取組として、外国語学習や海洋教育などでもより効果的な活用の工夫を行い、授業改革を進めていけるよう、考えていきます。

(2) 学習の個別最適化

家庭学習を実施する場合は、従来のように全員に同じ課題を指示するだけでなく、一人ひとりの学習到達度を基に学び方や課題を提示することができるようになります。また、子どもたち自身も学び方や課題を選ぶことで、学びの自立化を促進させることができます。

学習用タブレット端末を活用することで、子どもたちの学習の個別最適化を進めていきたいと考えています。

(3) 教員の働き方改革

校務支援システムの導入により、出欠管理や成績管理などの校務をセキュリティ対策・データ保存がされた状況で行える統合型校務支援システムを各校に整備・運営することで、教員の事務作業が効率的になると見込まれています。また、プリントの作成、ノート回収、採点など長年繰り返されてきた教員の業務についても、教材や提出物をデータの送受信に置き換えることで、業務の改善につなげることができます。生み出された時間において、子どもや教材と向き合う時間とし、教員の働き方改革を進めていきたいと考えています。

■ 海洋教育について

1 背景・経過

日本における海洋教育は、平成19年4月に制定された海洋基本法の第28条「海洋に関する国民の理解の増進等」において、「国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進等のために必要な措置を講ずるとともに、大学等においても海洋に関する政策課題に対応できる人材育成を図る」ことが定められ、海洋に関する教育の推進が法的に要請されました。

この第28条を受け、教育の内容や実施方法の開発がはじまり、海洋政策研究財団に「初等教育における海洋教育の普及推進に関する研究会」が設置され、教育分野や海洋分野の有識者により、海洋教育の議論が重ねられました。同研究会は「小学校における海洋教育の普及推進に関する提言」を出し、海洋教育を定義づけました。

2 国の状況

日本の学校教育の内容を定める学習指導要領では、これまで海が取り上げられてきませんでした。しかし、東日本大震災以降に、海洋教育の重要性に対する意識が高まり、平成19年の改訂で、海洋教育の充実が図られました。一例として、海洋に囲まれた国土の特徴、海洋国家としての特色、水の循環や気象と海とのかかわりを授業で取り上げることとなりました。

平成19年の学習指導要領の改訂においては、学習内容としての「海洋」が取り上げられ充実されただけでなく、新たな時代の教育を達成するために海洋教育が位置付けられました。小学校及び中学校の「学習指導要領解説編」では「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料」として「海洋に関する教育」が記載されました。そこでは、海洋教育が「学習指導要領総則」第2に示されている「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」と、第3に示されている「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を達成するためのものとされています。

3 府の状況

府内においては、日本財団、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター、笹川平和財団海洋政策研究所が主催する「海洋教育パイオニアスクールプログラム」【単元開発部門】を活用して、公立・私立共に学校単位で海洋教育に取り組んでいる学校が複数あります。

しかし、海洋教育のカリキュラム研究を市教育委員会が中心となって取り組む、【地域展開部門】を活用して、継続的に海洋教育に取り組んでいるのは府内では本市のみです。

4 市の状況

本市の海洋教育では、子どもたちが海などでの豊かな体験活動や地元の漁港関係者等との関わりを通じた「探求型協働学習」や「地域課題解決学習」を行うことで、より阪南市の自然のすばらしさを知り、その自然環境を守っていくことや次世代に引き継いでいくためにはどうすれば良いかということ「主体的・対話的で深い学び」を行う中で考え、自ら課題を解決していく力を子どもたちにつけるということを目的としています。

令和元年度より日本財団、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター、笹川平和財団海洋政策研究所が主催する「海洋教育パイオニアスクールプログラム」【地域展開部門】を活用した海洋教育に取り組んでおり、当初の小学校3校から、現在は小学校5校まで、その取組は広がっています。

主な海洋教育の取組としては、アマモ場の再生活動、海苔漉き体験、ワカメの収穫、地元の漁港関係者への聞き書き、海洋教育実践報告会等を実施しています。また、外部講師を招聘し、教員対象の講演会や研修会等も実施しています。

その他、平成30年には、「全国アマモサミット2018 in 阪南」で全国の研究者や高校生の前で取組の発表を行ったり、令和元年には、G20大阪サミットにおける配偶者プログラムで、世界首脳の前で取組の発表を行ったりしました。そして、令和3年度には海洋教育副読本を作成しました。

<※別冊：「近畿都市教育長協議会発表資料P6～9」参照>

<※別冊：「阪南市海洋教育副読本『はんなんのうみ』」参照>

5 今後の展望

令和4年度は、「海洋教育パイオニアスクールプログラム」の【地域展開部門】において成果があった地域がエントリーできる【地域展開・アドバンス部門】を活用しており、地域の海を守るために自分たちに何ができるかなど活動校同士の交流を更に進めていくことや令和3年度に作成した海洋教育副読本を活用した取組などを通して、子どもたちが主体的に課題を解決しようとする力を育てていきたいと考えます。

さらに、研究校以外の小学校や他校種（幼稚園、中学校）へと海洋教育を広げていくことをめざし、海洋教育研修の継続的な実施や取組の積極的な発信、海洋教育副読本の周知を通して、市内の子どもたちが広く体験できるような取組を計画・実施するなどにより、新たな展開につなげることで今後も海洋教育を推進していきたいと考えます。

■ 英語教育について

1 背景・経過

初等中等教育の段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小中高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることが必要であることから、文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を受けて、「英語教育の在り方に関する有識者会議」が平成26年2月に設置されました。

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、アジアの中でもトップクラスの英語力をめざすべきであるとされました。今後の英語教育改革においては、その基礎的・基本的な知識・技能とそれらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成が課題であることも挙げられました。

2 国の状況

令和元年度「英語教育実施状況調査」より、中学生の英語力（CEFR A1レベル相当以上を達成）の項目では、平成30年度の42.6%から44.0%に上昇しています。また、中学校英語教師の英語力（CEFR B2レベル以上）の項目では、平成30年度の36.2%から38.1%に上昇し、平成25年度の調査開始以降、上昇を続けています。

また、小学校では、専科指導、ALTの人数・授業に入る割合が増加しており、全体を通して言えば、ICT機器の活用割合が上昇しています。

しかし、その一方で、小中連携の実施が一部地域で十分徹底されていない等の課題もありました。

3 府の状況

令和元年度の大阪府英語教育改善プランより中学校で「CEFR A1レベル相当の英語力を有すると思われる生徒の割合」の項目は46.9%となっています。

また、「教員の英語による発話量50%以上」の項目は、97.3%、「授業における、生徒の英語による言語活動時間の占める割合が50%以上」の項目も89.1%と高い数値になっています。これらの数値が高いにも関わらず、

生徒の英語力が向上に対応していないことから指導における量的な増加に加えて、質的な充実に課題があることが分かります。

4 市の状況

本市では、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を貫いた阪南市の英語教育の推進を図ることを通して、「子どもたちがワクワクしながら英語に触れる・親しむ・学ぶ」「積極的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う」ことを目的とした英語教育に力を入れています。

小学校高学年や中学校で始まる教科としての英語教育の前に、子どもたちが楽しく英語と出合い、英語に親しみ英語を学ぶことができるよう、本市独自の事業として英語ミュージカル鑑賞等の取組を実施しています。

また、総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力のもと実施される外国語青年招致事業による外国語指導助手の日本招致に関しては、就学前施設などへの派遣や小学校では2校に1人、中学校では1校に1人の計8名の配置を令和4年度から新たに行うなど、英語に触れ、話す機会を日常の中に十分に確保し、英語教育の推進に重点的に取り組んでいます。

こういった取組を通し、従前のように中学校から始まる英語に戸惑うことなく、幼児、児童の段階から英語でコミュニケーションをとることに苦手意識を持つ子どもを無くし、子どもたちが自ら英語で話し、伝わったことを楽しみながら英語が身につく取組を実施しています。

5 今後の展望

今後は、これまでの取組に加え、重点外国語（英語）の授業以外による外国語指導助手と交流する場を増やし「英語で、世界に向けて発信できる阪南市の子ども」を育てていきたいと考えます。

また、言語活動の量的増加と質的充実に向けて、外国語指導助手やICTを活用した特色ある取組等や英語を使って具体的に何ができるようになったのかを明確化するためのCAN-DOリストの目標到達状況を共有するために外国語担当指導主事と各校外国語（英語）担当教員の連絡会を計画的に行い、小中連携にも努めつつ、英語教育を推進していきたいと考えています。

＜※「阪南市の英語教育」：[別添資料6-3](#)参照＞

阪南市の教育について

※別冊：「阪南市教育大綱」参照

※別冊：「令和4年度 阪南市学校園教育基本方針」参照

※別冊：「近畿都市教育長協議会発表資料」参照

※別冊：「阪南市教育委員会の取組冊子」参照

※別冊：「阪南市海洋教育副読本『はんなんのうみ』」参照